

宇佐市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年9月28日条例第270号）

最終改正：

改正内容:平成17年9月28日条例第270号 [平成20年4月1日]

○宇佐市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年9月28日条例第270号

宇佐市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 市が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手續等については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を公告して、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。

(1) 公の施設の概要

(2) 申請者の資格

(3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(4) 使用料又は利用料金に関する事項

(5) 指定管理者に管理を行わせる期間

(6) 申請の方法

(7) 申請の受付期間

(8) 選定の方法及び基準

(9) その他市長等が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則又は教育委員会規則(以下「規則等」という。)で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長等に申請しなければならない。ただし、市長等が提出を要しないと認めた添付書類については、省略することができる。

(1) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書及び収支予算書

(2) その他規則等で定める書類

(指定管理者の選定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして総合的に審査を行い、指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)として最も適当と認める団体を選定するものとする。

(1) 事業計画の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること、及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画の内容が当該公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること、並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有する団体であること。

(4) その他市長等が公の施設の性質等に応じて定める基準に適合していること。

2 市長等は、前項の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、あらかじめ別に定める宇佐市公の施設指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(選定の特例)

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に規定する手続によらず、前条第1項に掲げる基準を満たすものと認める団体を指定管理候補者として選定することができる。

(1) 第3条の規定による申請がなかったとき、又は前条の審査を行った結果、指定管理候補者となるべき団体がなかったとき。

(2) 指定管理候補者として選定した団体を指定管理者として指定することが不可能となったとき、又は第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、その他施設管理上緊急に指定しなければならないとき。

(3) 公の施設の設置目的及び性質等から特定の団体に管理させることが、当該公の施設の適切な管理運営に資すると認められるとき。

(4) その他公募を行わないことについて合理的な理由があるとき。

2 市長等は、前項の規定により指定管理候補者を選定する場合には、当該団体に対し、第3条に規定する書類の提出を求めることができる。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定により指定管理候補者を選定しようとする場合に準用する。

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、前2条の規定により選定した指定管理候補者を法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、前項の指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第7条 市長等は、指定管理者の指定を行ったときは、当該指定管理者と公の施設の管理に関し、次に掲げる事項について協定を締結するものとする。

(1) 管理に係る業務の内容に関する事項

(2) 管理に要する費用に関する事項

(3) 利用者等に係る個人情報の保護に関する事項

(4) 管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項

(5) その他市長等が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、当該指定管理者が管理する公の施設に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その日から30日以内に、当該日までの事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 使用料又は利用料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) その他当該公の施設の管理の実態を把握するために市長等が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長等は、公の施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(秘密を守る義務)

第10条 指定管理者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、当該公の施設の管理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定の取消し等)

第11条 市長等は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の場合において、指定管理者に損害が生じても、市長等は、その賠償の責めを負わない。

3 市長等は、第1項の規定により指定管理者の指定の取消し等を行ったときは、その旨を告示するものとする。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設及び附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設若しくは附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長等が、特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。
